省　令

○厚生労働省令第二十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第六項第九号及び第十二条第一項第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「細菌性髄膜炎」の下に「（第十三号から第十五号までに該当するものを除く。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「水痘」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同条第十四号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性髄膜炎菌感染症」に改め、同条第三十四号を同条第三十六号とし、同条第十五号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十四号の次に次の二号を加える。

十五　侵襲性肺炎球菌感染症

十六　水痘

第四条第三項第九号中「髄膜炎菌性髄膜炎」を「侵襲性インフルエンザ菌感染症」に改め、同項中第十六号を第十八号とし、第十号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十　侵襲性髄膜炎菌感染症

十一　侵襲性肺炎球菌感染症

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に髄膜炎菌性髄膜炎と診断された患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第十二条第一項第二号の届出については、なお従前の例による。

2　施行日前に細菌性髄膜炎と診断された患者に係る法第十四条第二項の届出については、なお従前の例による。

規　則

人事院規則九―五五―一一五

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表沖縄県の項中「石垣市字真栄里東原五九六」を「大阪航空局石垣空港出張所」に、「石垣市字真栄里東原五九六の一」を「石垣市盛山二一一一の七一一」に、「大阪航空局石垣空港出張所」を「石垣市盛山二一一一の七一一」に、「石垣市字真栄里東原六六八」を「石垣市盛山二一一一の二八一一」に改める。

別表の一の表備考第一項中「同年十一月一日」の下に「、大阪航空局石垣空港出張所、那覇航空測候所石垣空港出張所及び石垣航空基地に係るものにあつては平成二十五年三月七日」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政分析担当」の項中8を削り、9を8とし、10を9とし、9の次に次のように加える。

10　地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

附　則

この訓令は、平成二十五年三月二十六日から施行する。

告　示

○法務省告示第三号

経済産業省

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十五年二月二十五日付けで業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月七日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

経済産業大臣　茂木　敏充

1　認定認証業務の名称　ＮＴＴドコモ電子証明書サービス

2　認定認証業務を行う者の名称　株式会社ＮＴＴドコモ

3　認定認証業務を行う者の住所　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー

4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値を ハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）

F978　B83E　21CC　D150　614A　ED8D　31E4　ABDC　95A5　A846

○法務省告示第九十七号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十五年三月七日

法務大臣　谷垣　禎一

住所　広島県福山市高西町３丁目４番15号　張琳琳　昭和52年４月20日生

住所　福岡市中央区谷２丁目20番８―102号　韓浩香　平成７年１月26日生

住所　岡山市北区内山下１丁目８番21―803号　孫淑会　昭和51年５月６日生

住所　東京都荒川区荒川７丁目39番４号　薛**嫦琦**　昭和55年１月14日生

住所　東京都中央区日本橋浜町２丁目22番３号　ジャック・イージェン・ワング　昭和56年５月22日生

住所　東京都世田谷区桜丘１丁目６番８号　ウィップル・ジェレミー・アルフレッド　昭和25年８月13日生

住所　東京都狛江市東野川１丁目30番22号　吳正軍　昭和57年８月29日生

住所　千葉県船橋市夏見３丁目１番８―104号　劉志旺　昭和58年１月26日生

住所　浜松市中区和合北２丁目12番11号　ホー・ティ・クェ　昭和52年２月６日生

住所　東京都北区豊島１丁目31番６号　翁瑞鳳　昭和56年11月４日生

住所　大阪府東大阪市中野１丁目７番17号　朱喬磊　昭和56年12月10日生

住所　大阪府摂津市鳥飼西１丁目２番17号　高有英　昭和43年11月12日生

住所　大阪府泉大津市戎町６番16号　夫英樹　平成３年５月27日生

住所　大阪市東成区東小橋３丁目13番14号　趙小燕　昭和56年２月７日生